

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

志布志市選挙管理委員会委員長 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ				円	
運転手の 雇用					

燃 料 代					

備考

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載すること。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えない。）
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

志布志市選挙管理委員会委員長 様

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
		枚	円	

備考

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

志布志市選挙管理委員会委員長 様

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
		枚	円	

備考

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の自動車燃料代につき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長 様  
年 月 日執行 選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのもの
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載すること。
- 5 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのもの
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第6号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのもの
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第7号（第3条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条第2号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長

記

- 1 選挙の名称  
年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額  
円

備考

- 1 この確認書は、燃料供給業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付すること。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られる。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、志布志市に支払を請求することはできない。

様式第8号（第3条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第8条の規定により、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長

記

1 選挙の名称

年 月 日執行

選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。

様式第9号（第3条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長

記

1 選挙の名称

年 月 日執行

選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。

様式第10号（第5条、第6条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者 との運送契約による場合	2 左に掲げる場 合以外の場合
一般乗用旅客自動車運送事業者等 の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名		
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
		円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 運送事業者等が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までとする。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているため、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られるため、その指定をした1台のみについて記載すること。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、志布志市に支払を請求することはできない。

様式第11号（第5条、第6条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。
- 燃料供給業者が志布志市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額まで。

様式第12号（第5条、第6条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

記

運 転 手	住 所		
	氏 名		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
	円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出すること。
- 2 運転手が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までとする
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られるため、その指定をした1人のみについて記載すること。
- 6 5の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、志布志市に支払を請求することはできない。

様式第13号（第5条、第6条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出すること。
- ビラ作成業者が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。
  - 枚数  
公職選挙法第142条第1項第6号に定める枚数まで
  - 限度額  
限度額＝7円73銭×確認された作成枚数（1円未満の端数は切上げ）

様式第14号（第5条、第6条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当 該 選 挙 に お け る ポ ス タ ー 掲 示 場 数	
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。
- ポスター作成業者が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。

(1) 枚数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

単価 =  $\frac{88,000円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$

1円未満の端数は  
切上げ

限度額 = 単価 × 確認された作成枚数

様式第15号（第6条関係）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

年 月 日  
志布志市長 様  
住 所  
氏 名 又 は 名 称  
法人にあつてはその代表者氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名等

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られる。

(別紙) その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円×1台 =	円×1台 = 円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

(別紙) その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

候補者氏名

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円×1台 =	円×1台 = 円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
	円×1台 =	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

(2) 燃料代

候補者氏名 \_\_\_\_\_

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
		円× 〇 = 円			
		円× 〇 = 円			
		円× 〇 = 円			
		円× 〇 = 円			
		円× 〇 = 円			
		円× 〇 = 円			
		円× 〇 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載すること。
- 2 「請求金額」の計欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

(3) 運転手

候補者氏名 \_\_\_\_\_

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

様式第16号（第6条関係）

請求書（選挙運動用ビラの作成）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

年 月 日

志布志市長 様

住 所  
氏 名 又 は 名 称  
法人にあってはその代表者氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名等

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出すること。
- 2 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 2 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載すること。
- 4 I欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円として記載すること。

様式第17号（第6条関係）

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

年 月 日  
志布志市長 様

住 所  
氏 名 又 は 名 称  
法人にあつてはその代表者氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の名称 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名等

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出すること。
- 2 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名

当該選挙 における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載すること。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載すること。  
$$\frac{88,000\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \quad 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- 3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 4 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の金額を記載すること。
- 5 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載すること。
- 6 I欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円として記載すること。

(制定理由)

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第12条の規定に基づき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関し、必要な事項を定める必要がある。